

中間とりまとめ

令和 7 年 11 月

急増する少額輸入貨物への対応に関するワーキンググループ

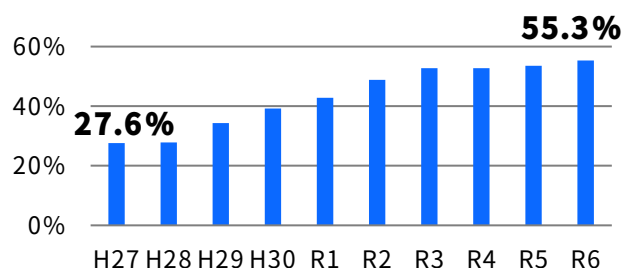
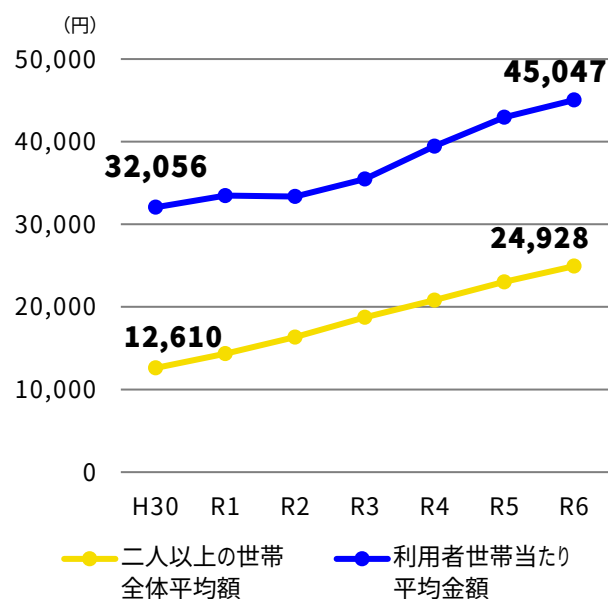
目次

第1章 はじめに	1
第2章 水際取締り上の課題	4
第1節 BtoC による輸入増大が及ぼす水際取締りへの影響	4
第2節 水際取締り上の課題と対応の方向性	8
① 保税業者・通関業者の業務運営	8
② 簡易・迅速な通関手続	10
③ BtoC による貨物における情報	11
第2章のまとめ	13
第3章 輸入貨物への課税制度上の課題	14
第1節 輸入貨物への課税制度を取り巻く環境の変化とその影響	14
第2節 輸入貨物への課税制度上の課題と対応の方向性	17
① 消費税に係る少額免税制度	17
② 関税に係る少額免税制度	19
③ 課税価格決定の特例	21
④ 少額輸入貨物に係る簡易税率	23
第3章のまとめ	25
第4章 輸入貨物に係る包括的な事項	26
① 国際郵便	26
② 通関業者を取り巻く環境	27
③ 税関の体制整備	29
第5章 おわりに	31
図表索引	32
急増する少額輸入貨物への対応に関するワーキンググループ 構成員	33

第1章 はじめに

越境 EC（電子商取引：E-Commerce）¹を含めたネットショッピングの利用は年々増加している。令和6（2024）年の国内におけるネットショッピングの1か月平均支出額は平成30（2018）年の約2倍、利用世帯の割合も過去10年で倍増しており、ECが生活に浸透していると言える。（図表1-1,1-2） また、世界の越境 EC 市場規模は、今後も大きく拡大することが見込まれており、経済成長の観点からも重要な役割を担っている。（図表1-3）

図表 1-1 ネットショッピング支出額の推移 図表 1-2 ネットショッピング利用世帯の割合の推移
（二人以上の世帯、1か月平均） （二人以上の世帯）



資料：総務省「2016～2024 年 家計消費状況調査結果の概況」

図表 1-3 世界の越境 EC 市場規模の拡大予測



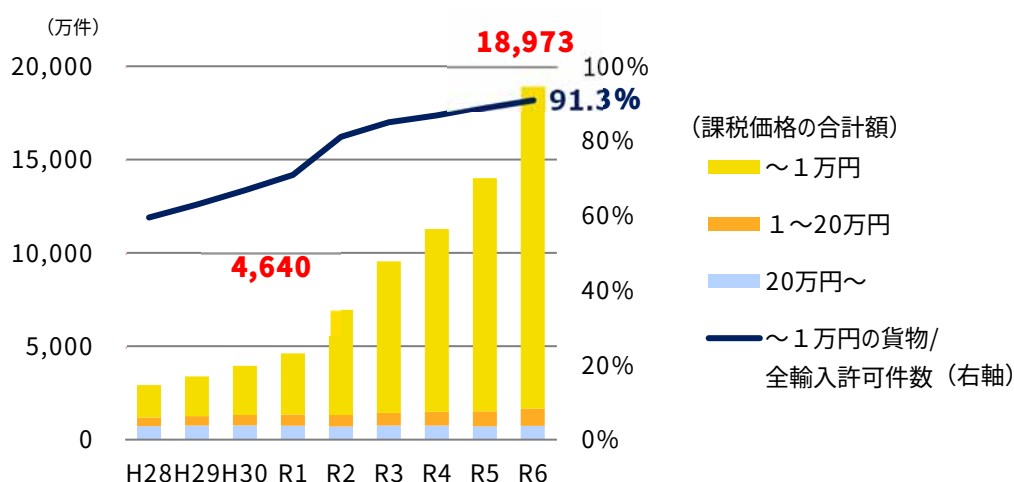
資料：経済産業省「令和6年度デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査）」

日本における令和6（2024）年の輸入許可件数は約1億9千万件となっており、コロナ禍前（令和元（2019）年：約4,600万件）の約4.1倍と大幅に増加している。特に、関税・消

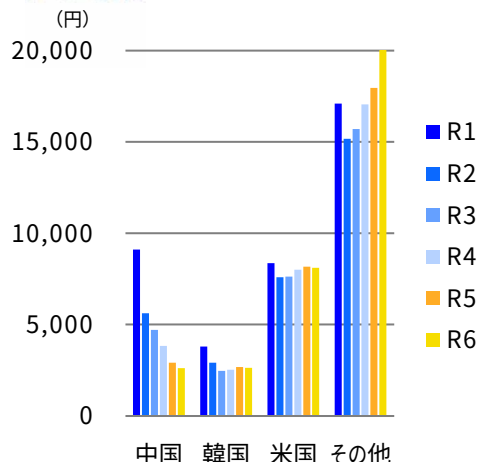
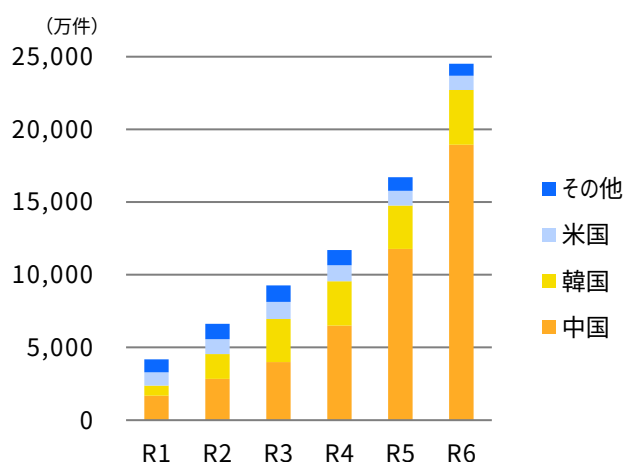
¹ 国境を越えた電子商取引のこと。

費税の免税制度が適用される課税価格の合計額が1万円以下の輸入貨物の増加が著しく、その割合は全輸入許可件数の約9割を占めた。（図表 1-4） 加えて、課税価格の合計額が20万円以下の輸入貨物（以下「少額輸入貨物」という。）に着目すると、近年は中国・韓国を原産地とする少額輸入貨物が大きく増加しており、これらの課税価格の平均が低くなっている。（図表 1-5,1-6）

図表 1-4 価格帯別の輸入許可件数の推移



図表 1-5 少額輸入貨物の国別の輸入件数の推移 図表 1-6 少額輸入貨物の国別の平均価格の推移



資料：財務省関税局調

1-5,1-6 では一輸入申告に複数の品目が含まれている場合は、その品目ごとに原産地を集計しており、1-4 と全件数が一致しないことに留意。

以上を踏まえると、BtoC（個人消費者向け取引：Business to Consumer）による輸入の増大、特に中国・韓国に関連する越境 EC サイト²の利用拡大が、少額輸入貨物増加の背景にあると考えられる。

² 例えば、TEMU（テム）や SHEIN（シーイン）、ALI Express（アリ・エクスプレス）といった中国企業が運営する EC サイトや、韓国製の商品を多く販売する Qoo10（キューテン）といった EC サイトがある。

こうした越境 EC を通じて輸入される貨物の急増は、世界各国で見られており、様々な課題を各国にもたらしている。本年 5 月に開催された G7 財務大臣・中央銀行総裁会議においては、少額の貨物の大幅な増加が続く中で、通関実務や関税及び租税の徴収に与える悪影響、その他のリスクへの対応策を模索する方向で認識を共有している旨が示された³。

日本においてもこれらの輸入増大による影響を分析し、現在生じているあるいは今後生じる課題への対応の方向性を検討することが必要である。この際には、越境 EC の健全な発展を阻害しない形で、安全・安心な社会の実現、適正かつ公平な関税等の徴収、貿易の円滑化という 3 つの社会的要請を実現する観点が重要である。

こうした問題意識から、本年 6 月、関税・外国為替等審議会 関税分科会のもとに「急増する少額輸入貨物への対応に関するワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を立ち上げ、「水際取締り上の課題」、「輸入貨物への課税制度上の課題」のそれぞれについて議論を行い、その結果を以下のようにとりまとめた。

3 G7 財務大臣・中央銀行総裁声明 仮訳（抄）（2025 年 5 月 22 日、カナダ・バンフ）「我々は、我々の経済に分散的な形で輸送される国際的な少額貨物の大幅な増加、及びこれが税関管理や関税及び租税の徴収インフラを圧倒し、悪用する可能性がある」と認識する。我々は、違法薬物取引、誤分類、税収の漏れ、国内小売業者にとっての不公平、大量の廃棄物が発生する可能性がある」と集団として認識する。我々は、少額貨物の輸入に関するこれらのリスクに対処し得る方法を探求することにコミットする。」

第2章 水際取締り上の課題

第1節 BtoC による輸入増大が及ぼす水際取締りへの影響

本節では、BtoC による輸入増大が水際取締りにもたらしている影響を見ていく。

海外から到着した貨物は、税関の監督下である保税地域に蔵置等を行う必要があり、この蔵置等を行うことにつき許可等を受けて保税地域で貨物を管理する事業者（以下「保税業者」という。）は、適正な貨物管理を行う役割を担っている。また、貨物が保税地域に蔵置された後、税関に対して行う輸入申告や関税の納付等の通関手続を、輸入者を代理・代行して業として行う事業者が通関業者であり、通関手続の適正かつ迅速な実施を確保する役割を担っている。なお、こうした事業者のうち、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された事業者を税関が承認・認定する AEO 制度⁴も設けられている。

また、税関では、保税業者・通関業者の適正な業務運営を前提に、輸入申告情報等を用いた審査・検査対象の選定（以下「リスク判定」という。）を行い、リスク判定の結果に応じて、リスクの高い貨物に対して重点的な審査・検査を行っている。これにより、厳格な水際取締りと適正な貨物に対する迅速な輸入許可の両立を図っている。（図表 2-1）

図表 2-1 輸入通関の流れ



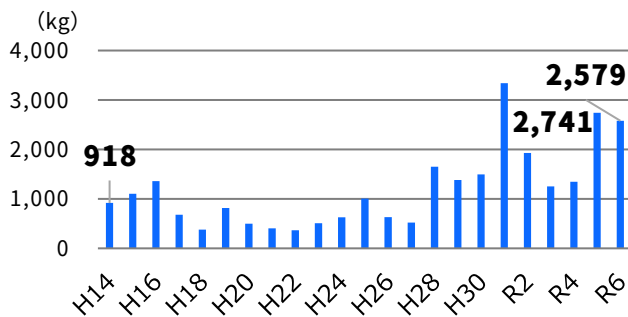
令和 6（2024）年における不正薬物⁵の押収量は初めて 2 年連続 2 トンを超え、知的財産侵害物品⁶の輸入差止件数は過去最多の 33,000 件超であった。（図表 2-2,2-3）これらの社会の安全・安心を脅かす物品等は、BtoC の輸入で多く見られる航空貨物・国際郵便物からも数多く摘発されている。

4 AEO（Authorized Economic Operator）制度。本年 4 月現在、通関業者で 263 者（総数 988 者）、保税業者に当たる倉庫業者で 149 者が認定・承認（他に、輸入者や輸出者、運送者・製造者が対象）。

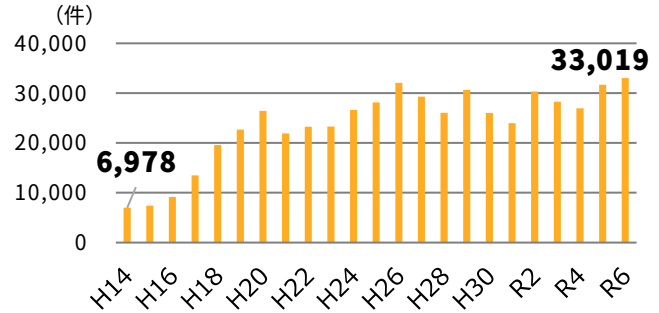
5 覚醒剤、大麻、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA 等）、向精神薬及び指定薬物。

6 商標権、意匠権、特許権、著作権といった知的財産権を侵害する物品や不正競争防止法に違反する物品。

図表 2-2 不正薬物の押収量の推移



図表 2-3 知的財産侵害物品の輸入差止件数の推移

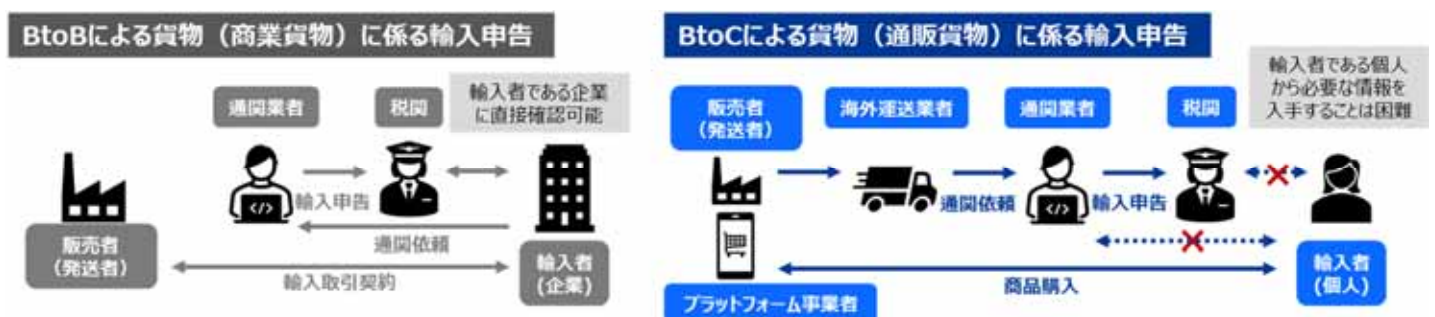


資料：財務省

今般、水際取締りの強化策として税関が実施した1 MAWB に対する全量検査⁷において、大量の知的財産侵害物品等が発見された。この中には、従来のリスク判定では審査・検査の対象とならない貨物もあった点を踏まえば、税関のリスク判定が十分に機能していないおそれがある。すなわち、実際は、全ての知的財産侵害物品や不正薬物等の摘発を税関ができていない蓋然性が高い。

税関でのリスク判定が不十分になっている要因として、BtoC による貨物と従来の BtoB（企業間取引：Business to Business）による貨物では、輸入取引や商品の売買における関係者とその性質が大きく異なるという点がある。従来の BtoB による貨物の場合、通関業者は、輸入申告に必要な貨物の情報を、通関依頼者であり輸入者でもある企業に直接確認することが可能であった。しかし、BtoC による貨物の場合、通関依頼者が海外運送業者であることに加え、輸入者である個人消費者が、越境 EC サイト上での商品の購入が輸入取引に当たることを自覚していない場合もあり、通関業者、税関ともに、輸入申告の確認に必要な貨物の情報を輸入者から入手することが困難となっている。（図表 2-4）

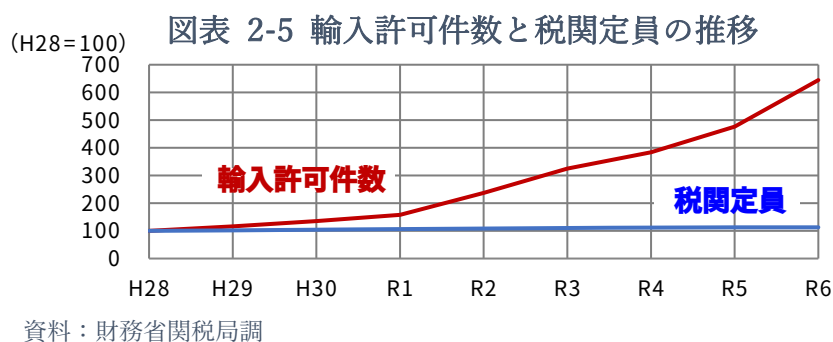
図表 2-4 BtoB と BtoC による輸入申告の流れの違い



⁷リスクが高いと思われた1 MAWB に積載された全ての貨物に対する検査（通常、輸入申告単位でのリスク判定に基づき検査）。航空貨物では、複数の荷主から貨物を集め1件の大口貨物に仕立てた運送が多くあり、この輸送単位を MAWB（マスターエアウェイビル）と呼ぶ。1 MAWB あたり 1,000 件前後の個々の輸入申告が含まれる。

更に、取引の場を提供するプラットフォーム事業者⁸及びその場を通じて商品を売買する者が BtoC による輸入へ参入することが容易であるため、貨物の販売者・発送者である企業（B）や輸入者である個人（C）の資質が様々になっている。したがって、これまでの BtoB による輸入を前提とした税関のリスク判定では、BtoC による輸入増大に適切に対応できないと考えられる。

また、輸入許可件数が大幅に増加する一方、税関定員の増加や業務の効率化による対応は限界があり、重点的な審査・検査が必要な貨物が増加する状況への適切な対処が困難となりつつある。（図表 2-5） したがって、今後も BtoC による輸入増大が見込まれる中、保税業者・通関業者の適正な業務運営を図ることで水際取締り上のリスクに対応していく観点が重要となる。



しかしながら、税関の厳格な水際取締りと迅速な通関の両立の前提となってきた保税業者・通関業者の適正な業務運営にも、課題が発生している。

具体的には、BtoC による貨物を取り扱う一部の保税業者において、適正でない貨物管理が疑われる事案や従業員の関与が疑われる不正事案が発生している。例えば、消費者へ早く配送したい荷主（顧客）からの要請を優先し、貨物の搬出時の確認を適正に行わず、輸入許可を受けていない貨物を保税地域外に搬出していることが疑われる事案や、税関の検査を回避するために従業員が輸入申告前の物品を保税地域で抜き取ろうとしたことが疑われる事案があった。また、一部の通関業者においても、簡易・迅速な通関手続を利用した輸入申告での不正事案が発生している。例えば、マニフェスト申告⁹が一定の条件に合致しない航空貨物で利用される事案や、予備審査制¹⁰における、貨物の審査・検査の要否に係る事前通知を海外運送業者が悪用して貨物のすり替えが行われた事案があった。

8 越境 EC には、販売者が自社の EC サイトで商品を販売する形態のほかに、多数の販売者が同一の EC サイト（プラットフォーム）に出品する形態等がある。こうした取引の場を提供する EC サイトを運営する事業者のこと。

9 マニフェスト申告は、少額免税制度（課税価格の合計額が 1 万円以下の輸入貨物に適用。ただし、一部の品目は適用除外。）の適用等の一定の条件に該当する航空貨物で利用可能な簡易な申告手続。全ての者が利用可能。

10 予備審査制は、貨物の日本到着前や他法令に係る輸入関連手続の終了前であっても、予備的な輸入申告を行い、税関の審査・検査要否の事前通知を受けることができる制度。全ての輸入貨物において、全ての者が利用可能。

このように、税関及び保税業者・通関業者それぞれに、BtoC による輸入の増大に伴う課題が顕在化している。税関が取締りの対象としている不正薬物は人間の精神や身体に悪影響があり、知的財産侵害物品には健康や安全を脅かす危険性があるものも多い。また、知的財産侵害物品のうち商標権又は意匠権を侵害する模倣品は、本物を製造・販売する企業の利益を害することで経済へ悪影響を及ぼす。これらの社会の安全・安心を脅かす物品等が、税関の厳格な検査や保税業者・通関業者の役割に基づく適切な確認が及ぶことなく、国内に流入している蓋然性が高い危機的状況であり、喫緊の対応が求められる。

第2節 水際取締り上の課題と対応の方向性

本節では、前節で見てきた BtoC による輸入の増大が水際取締りに及ぼす影響を踏まえ、① 保税業者・通関業者の業務運営、② 簡易・迅速な通関手続、③ BtoC による貨物における情報の3つの課題について、その対応の方向性を検討する。

本ワーキンググループでは、税関と保税業者・通関業者が一体となって水際取締りに取り組んでいく必要性や、BtoC による輸入におけるプラットフォーム事業者の果たしうる役割の重要性が議論された。これに関連して、財務省関税局・税関に対して、通関業者をはじめとする関係者との意見交換を継続することやプラットフォーム事業者や販売者に着目し積極的に越境 EC 貨物の動向を把握することを求める意見があった。水際取締りにおいて、保税業者・通関業者は、適正な貨物管理・通関手続の実施という役割を担っており、プラットフォーム事業者には、販売者等と協力した適正な輸入申告に資する情報の提供が期待されている。こうした事業者の取組・協力により、税関は、リスクの高い貨物に対する重点的な審査・検査と、リスクの低い貨物に対する迅速な輸入許可を行うことが可能となる。これにより、安全・安心な社会の実現、適正かつ公平な関税等の徴収、貿易の円滑化の3つの社会的要請に答えていくことができると言える。

① 保税業者・通関業者の業務運営

輸入通関に携わる保税業者・通関業者の役割の重要性を鑑みれば、税関が協働し、各事業者が適正な業務運営を確保できる環境を整えていく観点が重要である。

現在、保税業者・通関業者の事業参入に際しては、税関が許可要件等¹¹を充足するかの審査を行っているが、許可後に業務量が増加した通関業者における不正事案の発生や、行政処分を受けた廃業後にも、既存の許可業者の買い上げ等により、再度の事業参入が可能といった状況がある。これを踏まえると、監督の手段として、事業参入後の行政指導や行政処分が重要である。しかしながら、保税業者に対する監督については、行政指導として行う検査の結果等に応じて必要な改善を促すための助言・指導は重大な不正の未然防止の効果として限

11 保税業者においては、保税蔵置場毎に、業務処理能力、場所・施設の適正性、輸出入貨物取扱見込量等、通関業者においては、収支状況、通関業に関する知識の保有、社会的信用、業務に応じた通関士の配置等、の要件がある。

界があり、行政処分としては、外国貨物等の搬入停止・許可取消しという事業の継続に影響を及ぼすものしか設けられていないという課題がある。（図表 2-6）

図表 2-6 保稅業者・通關業者に対する行政措置

	保稅業者（保稅蔵置場）	通關業者
行政指導	・ 検査の結果等に応じて必要な改善を促すための助言・指導	・ 通關業務の適切な実施を確保するための改善指導
行政処分	・ 外国貨物等の搬入停止 ・ 許可取消し	・ 業務改善命令 ・ 業務停止 ・ 許可取消し

したがって、重大な不正事案の発生を未然に防止するためには、保稅業者・通關業者の軽微な不正が確認された段階で、可能な限り早期かつ効果的に、適正な貨物管理・通關手続を促進すること、及び事業者の適正な業務運営に向けた自発的な取組を支援することが適当である。

以上を踏まえると、次のような対応が考えられる。

- ◆ 保稅業者・通關業者に対して税関が適時にフォローを行える体制の確保
 - ― 税関の保稅部門、通關業監督官部門¹²の体制整備
- ◆ きめ細やかなフォローを行うための段階的な行政措置の整備
 - ― 保稅業者に対する「業務の適正性の確保を促す」行政処分の新設
- ◆ 適正な業務運営の確保に取り組む事業者へのインセンティブ導入
 - ― 事業者の資質に応じた税関の審査・検査の実施
 - ― 通關業者の資質に応じた簡易・迅速な通關手続の提供（参照：本章②）

また、これらに加えて、不正を繰り返す事業者に対するより厳格な対応や、業界団体に加入しない事業者への対応について検討する必要がある。

なお、BtoC による貨物を取り扱う通關業者は一部の者に限られており、また中小規模の事業者も見られる。これらの者を含めた全ての通關業者が適正な業務運営を確保できる環境の整備にあたっては、増加する輸入貨物の取扱いに見合った通關業務料金を収受できているかどうかという観点も重要である。（参照：第 4 章 ②通關業者を取り巻く環境）

12 本年 4 月現在、全国 988 の通關業者・2,042 の営業所に対して、全国の職員数は 26 名。年間約 250~300 の営業所の実態調査を実施。

② 簡易・迅速な通関手続

輸入通関の簡易性・迅速性を提供する制度として、航空貨物について輸入申告項目の一部を省略できるマニフェスト申告、海上貨物のうち通販貨物について輸入申告項目の一部を省略できる海上小口簡易通関¹³、全ての貨物について税関の審査・検査要否の事前通知を受けることができる予備審査制がある。

これらの簡易・迅速な通関手続のうち、マニフェスト申告と予備審査制は、通関業者の適正な輸入申告を前提として、全ての者が利用可能であり、現状は一部の不十分な法令遵守意識の通関業者によるこれらを悪用した不正事案が発生している。簡易・迅速な通関手続は、大量の貨物のスムーズな通関が重要である BtoC による輸入で多く利用されている点を踏まえれば、不適正な輸入申告を行う者に対しては簡易・迅速な通関手続の利用を制限することが有効である。

また、本年 10 月に導入された海上小口簡易通関の利用に際しては、事前の貨物の情報提供等が要件となっている。このような事前の貨物の情報提供や AEO 制度の認定の取得等のコストをかけて適正な業務運営に取り組む通関業者は、こうした取り組みを行わない通関業者であっても容易に輸入通関の簡易性・迅速性を享受できる現状に不公平感を抱いていると考えられる。通関業者が自ら法令遵守意識を維持するように促す観点からは、適正な業務運営に取り組む者に対するベネフィットが重要であり、こうした通関業者に限って輸入通関の簡易性・迅速性を提供する必要がある。

以上を踏まえると、次のような対応が考えられる。（図表 2-7）

- ◆ 不適正な輸入申告を繰り返し行う等の通関業者に対する簡易・迅速な通関手続の一時的な利用停止措置¹⁴の導入
- ◆ 事前の貨物の情報提供等を要件とした簡易な通関手続の航空通販貨物への拡大

なお、事前の貨物情報提供者に対するインセンティブを設計する際には、真に適正な業務運営に取り組む通関業者のみが対象となるよう留意する必要がある。

13 海上通販貨物（少額免税制度の適用等の一定の条件に該当するものに限る）を対象に、輸入申告項目の一部を省略できる通関手続のこと。輸入申告前の貨物に関する販売情報等の提供等が要件。

14 AEO 通関業者は、本利用停止措置の対象外とすることが考えられる。

図表 2-7 簡易・迅速な通関手続の対応の方向性（イメージ）



③ BtoC による貨物における情報

輸入者が企業である BtoB による輸入とは異なり、輸入者が個人となる BtoC による輸入では、輸入者から輸入申告に必要な情報を入手するのが困難であり、通関業者はこうした情報を海外運送業者等から入手する必要がある。このため、従来の BtoB による輸入の申告手続では関わりの薄かった海外運送業者及び、商品の売買に係る情報フローの更に上流に位置するプラットフォーム事業者や販売者が、輸入申告における情報の質を確保する上で重要な役割を担う¹⁵。輸入申告を行う通関業者に対して正確・十分な貨物の情報が流れる仕組みを構築するためには、財務省関税局・税関とプラットフォーム事業者の連携のもと、販売者が自社で扱う貨物の迅速な通関・安全な配送を確実にする上で正確・十分な貨物の情報が重要であることを認識する必要がある。（図表 2-8）

図表 2-8 BtoC による輸入・商品売買に係る情報の流れ



¹⁵ プラットフォーム事業者は、一般的に販売者による国内消費者との売買契約や運送業者との配送契約に関与しておらず、これらに関する情報を把握することが困難であることに留意。

以上を踏まえると、次のような対応が考えられる。（図表 2-9）

- ◆ 財務省関税局・税関及びプラットフォーム事業者から販売者に対する貨物に係る情報提供の重要性の周知
 - ―基礎的な通関制度についての多言語での案内
- ◆ 財務省関税局・税関と国内外のプラットフォーム事業者間での連携の拡大
 - ―既存の連携の枠組（覚書（MOU）¹⁶等）を活用した新規のプラットフォーム事業者との協力関係の構築
 - ―税関からプラットフォーム事業者に対する違法な貨物に係る商品の情報提供とこれを受けたプラットフォーム事業者から税関に対するその販売者等の情報提供
 - ―複数のプラットフォーム事業者を交えた定期的な意見交換の実施
- ◆ 財務省関税局・税関がプラットフォーム事業者・販売者の保有する情報を入手・処理できる体制の検討
 - ―プラットフォーム事業者等の保有する個別の販売情報¹⁷の入手・活用方法の検討
 - ―税関・プラットフォーム事業者間のシステム連携による効率的な情報入手の検討
 - ―個別の販売情報を提供するプラットフォーム事業者等へのインセンティブの検討

また、プラットフォーム事業者をはじめとする BtoC による売買に関係する者は、それぞれが把握可能な貨物に係る情報に限りがあるため、輸入申告や違法な貨物に係る情報等の提供に誤りがあった場合の責任の範囲を分かりやすい形で示す必要がある。

図表 2-9 BtoC による貨物における情報の連携（イメージ）



16 財務省関税局・税関とプラットフォーム事業者（アマゾンジャパン合同会社、楽天グループ株式会社）との間で締結している、知的財産侵害物品等の国内流入防止のための協力関係強化の検討と情報交換の促進を内容とする覚書のこと。

17 越境 EC サイトでの商品の売買に係る情報（販売者、商品、購入者等）。

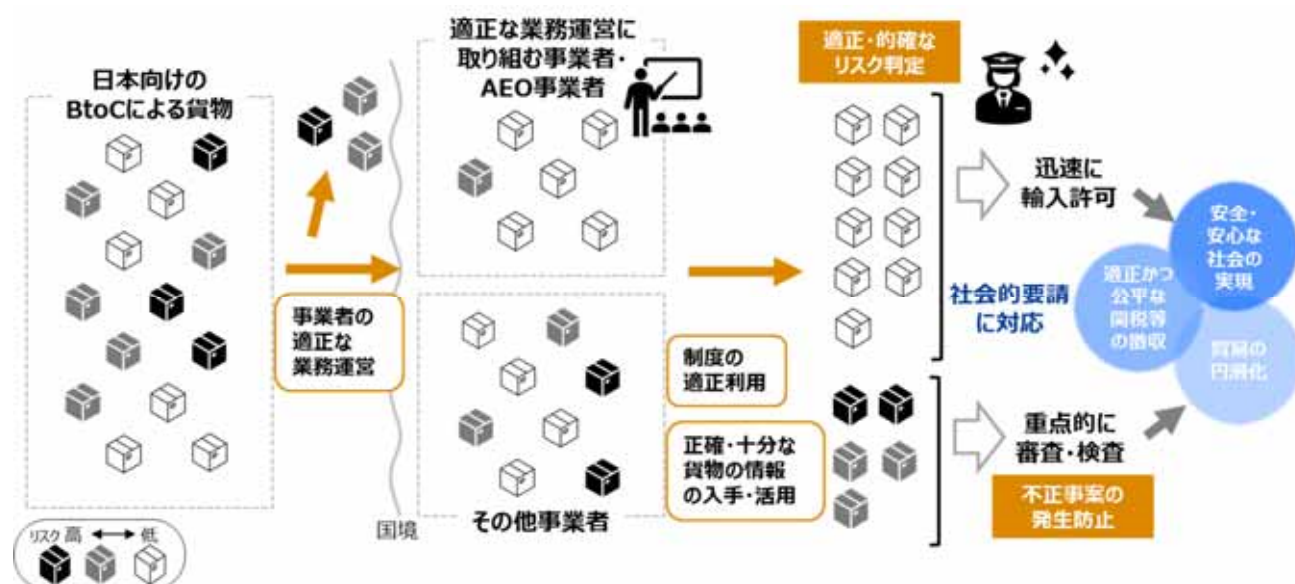
更なる取組として、他国の税関当局との間で交換している情報（例えば、社会の安全・安心を脅かす物品等の情報）に基づく税関と通関業者間の連携や、悪質な越境 EC サイトに係る他省庁（消費者庁等）との連携が考えられる。なお、将来的には、諸外国の BtoC による輸入におけるプラットフォーム事業者の位置付けに係る議論を参考に、悪質な者への対応を念頭においた、プラットフォーム事業者に求められる役割の中長期的な検討を行うことが考えられる。

第2章のまとめ

本章では、BtoC による輸入の増大が今後も見込まれる中、一部の保税業者・通関業者において不正事案が発生していることや税関のリスク判定が十分に機能していないことで、社会の安全・安心を脅かす物品等の国内流入の潜在的な危険性が高まっていることを確認した。これに対して、BtoC による輸入・商品売買に関係する者の役割を踏まえた対応の検討を行った。

まず、税関の体制整備や保税業者に対する行政処分の新設、通関手続の制度・運用の見直しを通じ、保税業者・通関業者の適正な業務運営を確保することで、リスクの高い貨物の国内への流入の減少が見込まれる。加えて、プラットフォーム事業者等から正確・十分な貨物情報が入手できることにより、輸入申告の正確性の確保が見込まれる。これらの取組を通じて、税関がリスク判定を適正・的確に実施できるようになることが水際取締りの目指す姿であり、こうした仕組みの構築を図ることで、安全・安心な社会の実現や適正かつ公平な関税等の徴収の確実な実施、及び適正かつ迅速な通関を通じた貿易の円滑化の3つの社会的要請の実現を図ることが望ましい。（図表 2-10）

図表 2-10 水際取締りの目指す姿（イメージ）



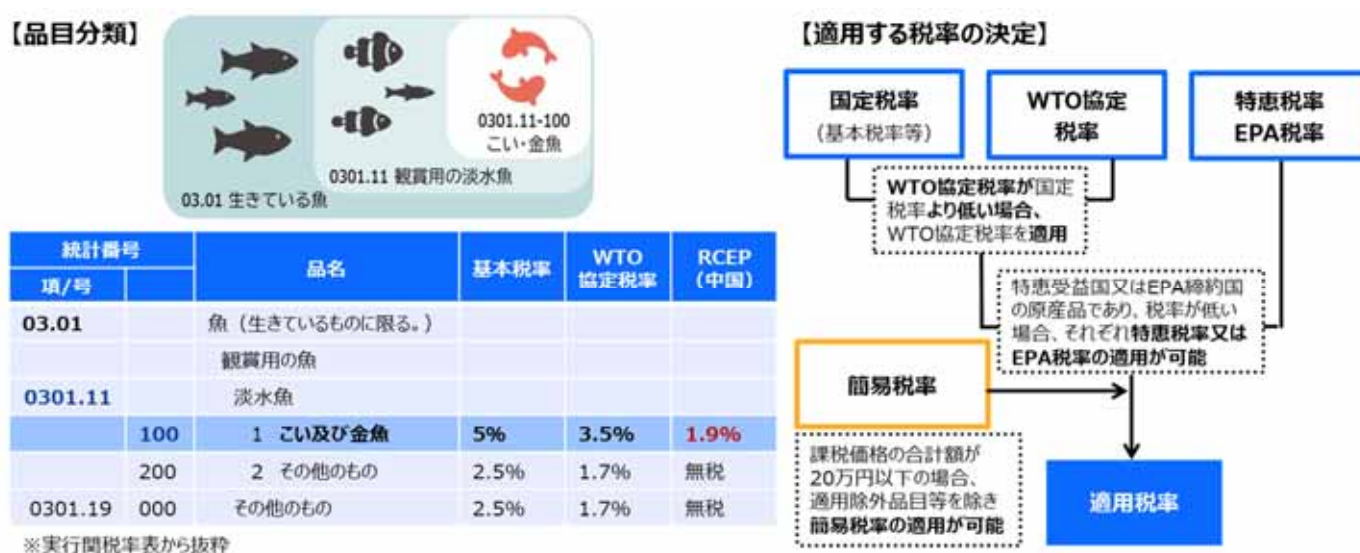
第3章 輸入貨物への課税制度上の課題

第1節 輸入貨物への課税制度を取り巻く環境の変化とその影響

本節では、少額輸入貨物に関する4つの制度を確認し、輸入貨物への課税を取り巻く環境の変化がこれらの課税制度にもたらしている影響を見ていく。

輸入申告時に納付する関税は、輸入する貨物の品目分類¹⁸・原産地の証明¹⁹・適用する税率の決定等を行ってその額を確定させている。（図表3-1）消費税は、課税価格を算出するため関税の課税価格に関税額を足す必要が生じる。

図表 3-1 関税額の確定に必要な主な作業



こうした納税事務等の負担軽減を目的の一つとして、課税価格の合計額が1万円以下の輸入貨物（適用除外物品²⁰あり）について関税・消費税を免除する少額免税制度（平成元（1989）年導入）、課税価格の合計額が20万円以下の輸入貨物（適用除外物品²¹あり）について7区分の簡易な区分の関税率を適用する少額輸入貨物に係る簡易税率（平成5（1993）年導入）が設けられている。加えて、商業貨物と個人的な使用に供される貨物（以下「個人使用貨物」という。）との間の課税の公平性を確保する観点から、全ての個人使用貨物について、課税

18 9,000以上の品目がある輸入統計品目表から輸入貨物が該当する統計番号を特定すること。実務的には、品目分類と同時に、実行関税率表（品目と税率の組み合わせが記載）上で適用する税率を確認している。

19 輸入貨物の原産地を確定する作業。EPA（経済連携協定）税率を適用するためには、EPA毎に定められた原産地規則を満たすことを証明する必要がある。

20 米、砂糖、海苔、ニット製衣類、革製品等。

21 ニット製衣類や革製品等の22項目。

価格を海外小売価格に 0.6 を掛けた価格とする課税価格決定の特例（昭和 55（1980）年導入）が設けられている。（図表 3-2）

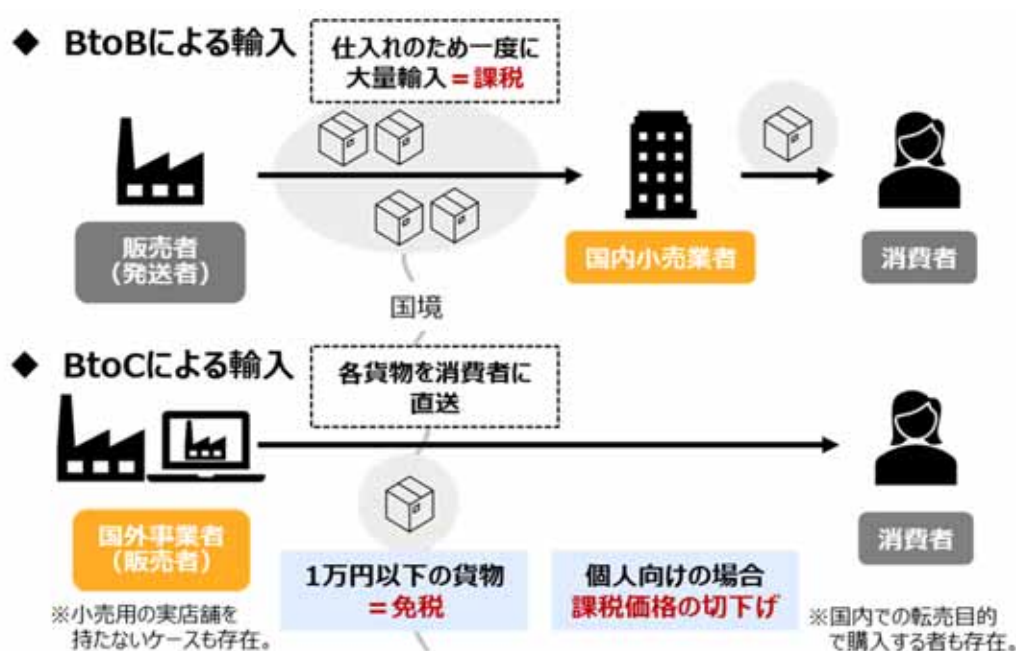
図表 3-2 少額輸入貨物に関する主な課税制度

制度	導入年	概要	関係法
関税の少額免税制度	1989年	課税価格の合計額が 1万円以下 の輸入貨物について、関税を免除。 適用除外物品あり。	関税定率法
消費税の少額免税制度	1989年	課税価格の合計額が 1万円以下 の輸入貨物について、消費税を免除。 適用除外物品あり。	輸徴法（※）
課税価格決定の特例	1980年	個人使用貨物の課税価格を 海外小売価格×0.6 とする。	関税定率法 消費税法
少額輸入貨物に係る簡易税率	1993年	課税価格の合計額が 20万円以下 の輸入貨物について、原則 7区分の関税率 が適用される。適用除外物品あり。	関税定率法

※輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律

現在、導入時には想定していなかった大きな環境の変化が、これらの課税制度に影響を及ぼしている。まず、インターネットの普及や物流網の拡大等により、BtoC による輸入取引が一般化したことがある。従来の BtoB による輸入の場合は、仕入れのために一度に大量の貨物が輸入されるが、BtoC において国外事業者が国内消費者に貨物を直送する場合、個々の貨物の輸入取引となるため課税価格の合計額が少額となることが多い。更に、個人使用貨物であるため、課税価格決定の特例が適用され、課税価格がより少額となるほか、課税価格の合計額が 1 万円以下の場合は、関税・消費税が免除となる。（図表 3-3）

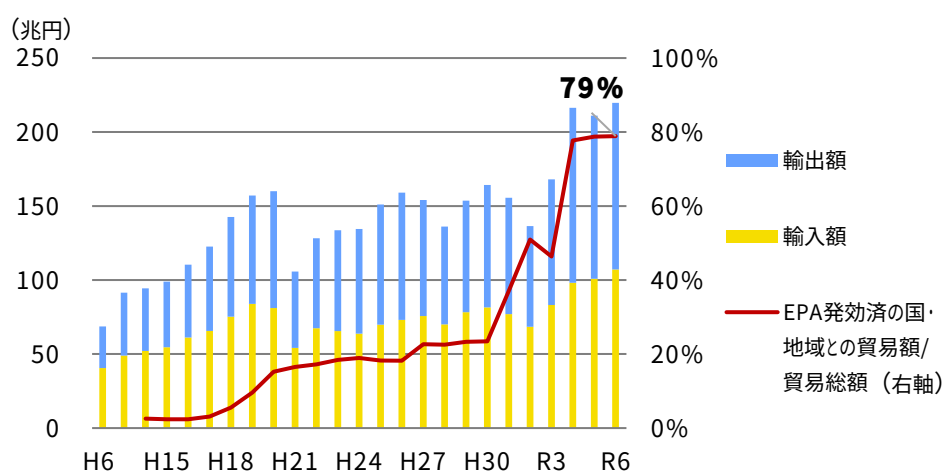
図表 3-3 BtoB と BtoC による輸入における国内外の事業者の違い



実態として、課税価格の合計額が1万円以下の貨物の輸入許可件数は令和6（2024）年で約1.7億件（平成28（2016）年：約1,700万件）と8年間で約10倍となっており、輸入時の免税等による国内外の事業者間の競争上の不均衡が拡大している。こうした中、国内の経済団体からも越境 EC に係る課税のあり方の見直しを行うべき等の税制改正要望が出されている。

加えて、EPA（経済連携協定）等の拡大も大きな環境の変化である。現在、日本は20の国・地域との間でEPA等が発効済となっており、これらの国・地域との貿易額は貿易総額の約8割を占めるに至っている。（図表3-4） 一方で、納税事務等の負担軽減の観点から設定された簡易税率は平成14（2002）年以降改正されておらず、EPA税率の方が簡易税率より低い場合が多いため、輸入貨物毎のEPA税率の適用可否の確認等により納税事務等が複雑化していると考えられる。

図表 3-4 EPA等の発効国・地域との貿易額と貿易総額の推移



資料：財務省

第2節 輸入貨物への課税制度上の課題と対応の方向性

本節では、前節で見てきた輸入貨物への課税制度を取り巻く環境の変化とその影響を踏まえ、① 消費税に係る少額免税制度、② 関税に係る少額免税制度、③ 課税価格決定の特例、④ 少額輸入貨物に係る簡易税率 の4つの制度の課題について、相互への影響も踏まえて対応の方向性を検討する。

本ワーキンググループでの議論を通じて共有されたのは、近年の BtoC による輸入の増大や EPA 等の拡大といった大きな社会構造の変化がもたらしている課題への適切な対応、特に国内外の事業者間の競争上の不均衡といった経済的な歪みの解消が必要という認識であった。同時に、通関業者の申告納税業務・税関の賦課課税業務への影響を考慮することや、制度改正において消費者の理解を得るよう努めるべきとの意見があった。4つの制度は、経済的な歪みの解消が求められる観点で、消費税に係る少額免税制度・関税に係る少額免税制度・課税価格決定の特例が共通しており、納税事務等の負担を軽減する観点で、関税に係る少額免税制度・少額輸入貨物に係る簡易税率が関連している。これらの見直しに際しては、4つの制度を一体的に検討することで、適正かつ公平な関税・消費税の徴収、及び貿易の円滑化を実現することが求められる。

① 消費税に係る少額免税制度

消費税に係る少額免税制度は、課税価格の合計額が1万円以下の輸入貨物について、一部の品目を除き、消費税を免除するものであり、納税者の事務負担の軽減及び税関における円滑な通関処理を目的として、消費税導入に併せて平成元（1989）年に導入された。

本制度は、政府税制調査会の下に設置された「経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合」において、国内外の事業者間の競争上の不均衡の解消を目的として、通関業者や税関の事務負担への影響、円滑な通関の確保も踏まえつつ、見直しの議論が行われてきた。検討にあたっては、少額免税制度の見直しを既に実施した EU・豪州の方式が参考とされており、いずれの方式においても税務当局に登録を行ったプラットフォーム事業者や国外の販売者に対して少額の貨物に係る消費税等の納税義務を課す制度が導入されている。（図表 3-5）

図表 3-5 EU・豪州における少額の貨物に係る消費税等の課税方法



日本における本制度の見直しでは、EU・豪州いずれの方式であっても、プラットフォームやECサイトを通じて購入される少額の通販貨物について、販売時に課税される貨物と輸入申告時に課税される貨物の2パターンが生じることが、通関実務上の対応の論点となる。（図表 3-6） 具体的には、適正な納税・課税を実現する観点から、輸入申告時に課税される貨物か否かを通関業者及び税関が識別できる必要がある。

図表 3-6 政府税制調査会専門家会合における課税方法の見直しの方向性

現行	納税義務者	課税時期	納税先		想定される課税方法	納税義務者	課税時期	納税先
全ての少額貨物	輸入者	輸入申告時	税関	➡	国税当局に登録を行ったPF事業者等が販売する少額貨物	PF事業者等	販売時	国税当局
※少額免税制度の適用除外物品を除き、輸入申告時に免税					上記以外の少額貨物	輸入者	輸入申告時	税関
※既に制度を見直しているEU・豪州での対応をもとに記載								

以上を踏まえると、次のような対応が考えられる。

- ◆ 輸入申告項目への「プラットフォーム事業者等の番号」及び「販売時における課税の有無」の追加
- ◆ NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）²²や通関業者をはじめとした民間事業者の自社システムへ与える影響を踏まえた準備期間の確保
- ◆ 財務省関税局・税関から通関業者・輸入者に対する十分な事前説明の実施

²² 輸出入及び港湾・空港手続とこれに関連する民間業務（貨物管理等）を処理する官民共用システムのこと。

また、本制度の見直しでは、賦課課税方式²³が適用される国際郵便物においても、適正かつ公平な消費税の徴収の観点から、一般貨物と同様の措置を取ることが必要である。

なお、通関依頼者から通関業者に提供されたプラットフォーム事業者等の番号や販売時における課税の有無に係る不正確な情報により誤った輸入申告となった場合に、通関業者の責任とならないようにする必要がある。加えて、仮に EU 方式のように輸入申告時に新たに課税する貨物が生じる場合²⁴、通関業者による消費税の納付（立替払い）が発生し、通関業者の負担となる場合がある点も踏まえて検討を行う必要がある。（参照：第 4 章 ②通関業者を取り巻く環境）

② 関税に係る少額免税制度

関税に係る少額免税制度は、課税価格の合計額が 1 万円以下の輸入貨物について、一部の品目を除き関税を免除するものであり、納税者の事務負担の軽減及び税関における円滑な通関処理を目的として、消費税導入に併せて平成元（1989）年に導入された。

越境 EC が拡大する中、課税価格の合計額が 1 万円以下の輸入貨物の多くで関税が免除されているため、様々な課題が顕在化する可能性がある。まず、消費税に係る少額免税制度の見直しと共通する、国内外の事業者間の競争上の不均衡である。これは、同一の 1 万円以下の商品であっても、消費者に直送することで関税が免除になる国外事業者と、一度に大量輸入し関税を納める必要がある国内小売業者の間で生じる課題である。また、課税回避のため課税価格の合計額を 1 万円以下にしようとする行為、すなわち分割発送・低価申告等を本制度が誘引し、課税の中立性²⁵を損なっているおそれがある。更に、関税の性質²⁶により、本来関税がかかる国産品が保護されないことによる国内産業への影響も生じる。こうした課題の顕在化への対応として、関税の少額免税基準の引下げ又は廃止が考えられる。

しかし、基準の引下げ又は廃止は、品目分類や適用税率の決定等を伴う通関業者の申告納税業務・税関の賦課課税業務を新たに生じさせるため、迅速な通関の実施に影響が生じ、輸

23 税関職員が税額の決定を行う方式。課税価格の合計額が 20 万円以下の国際郵便物に適用。（参照：第 4 章①）

24 プラットフォーム事業者や国外の販売者が税務当局へ登録していない場合、EU 方式では消費者に納税義務（＝輸入通関時に課税）、豪州方式では少額免税が適用。

25 税制が個人や企業の経済活動における選択を歪めないものであること。

26 関税は、国内産業保護を目的として内外価格差に応じて課されている。

入者の利便性を損なうおそれがある。この懸念の解消には、申告納税・賦課課税にかかる事務負担を見直す必要があり、一定の時間を要する点に留意が必要である。

一方、課税の対象となる貨物を減らし貿易の円滑化を促進する観点から、少額免税基準の引上げを求める意見もあった。この場合、世界的な少額免税制度の廃止等の潮流や日本における消費税に係る少額免税制度の見直しの検討との整合性に懸念が生じるほか、国内産業保護機能が更に低下するおそれもある。（図表 3-7）

図表 3-7 諸外国の少額免税基準

国名	関税	付加価値税等
米国	廃止（2025年8月）	—
EU	150ユーロ	廃止（2021年）
英国	135ポンド	廃止（2021年）
豪州	1000豪ドル	廃止（2018年）
韓国	150米ドル	150米ドル

資料：各国政府 HP 等

以上を踏まえると、当面は、次のような対応が考えられる。

◆ 納税事務全体の見直しと本制度に係る検討の継続

一 少額輸入貨物に係る簡易税率の見直し（参照：本章④）

本制度の検討にあたっては、諸外国の関税に係る少額免税制度の動向や日本における消費税に係る少額免税制度の見直しの今後の状況を踏まえることが必要である。併せて、納税事務全体の見直しの影響と効果等を確認するため、通関業者や国内事業者と意見交換を実施することが考えられる。

また、課税価格の合計額が1万円以下の輸入貨物が増加する中、本制度の適用除外品目の該否を確認することが納税事務等の負担となっているため、適用除外品目を見直すことも考えられる。

③ 課税価格決定の特例

課税価格決定の特例（0.6 掛け）は、個人使用貨物の課税価格を、海外小売価格に「0.6」を乗じて算出するものであり、商業貨物と個人使用貨物の課税の公平性確保の観点から、海外旅行の土産品や海外の小売店で購入した者が国内の別の者に寄贈する物品を念頭に、昭和 55（1980）年に導入された。導入時は、個人使用貨物において、海外小売価格を課税価格とした場合、一般的に海外卸売価格を課税価格とする商業貨物に比して関税額等が割高となり、課税の公平性を損なうと考えられていた。（図表 3-8）

図表 3-8 課税価格決定の特例と課税の公平性（特例導入時）



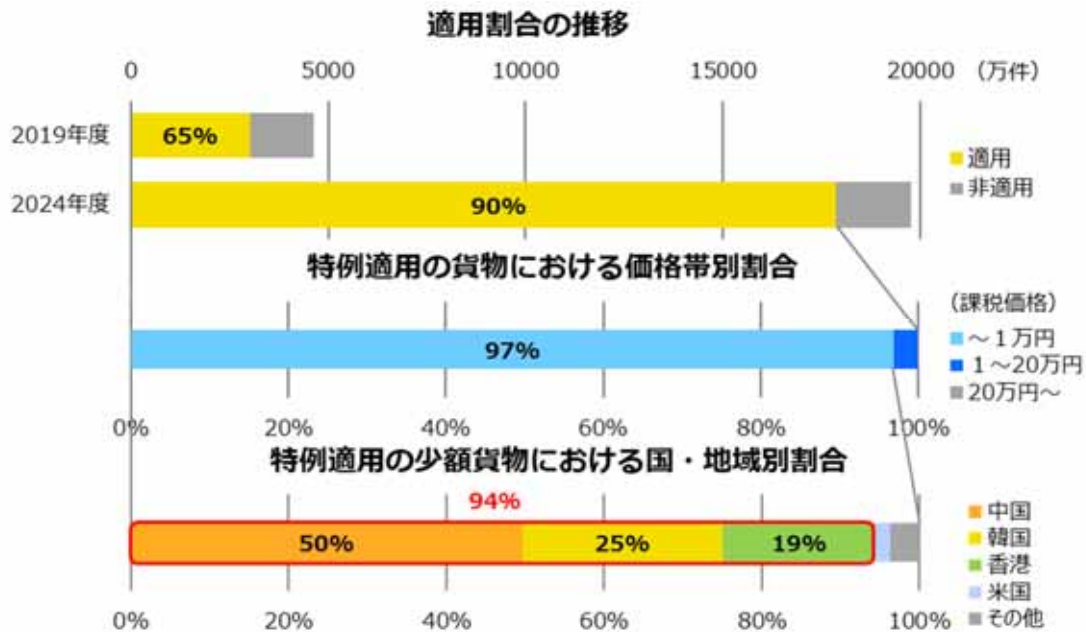
前提：関税率 20%（消費税導入は平成元（1989）年のため考慮せず）
国内販売時に国内小売業者の利益等 20,000 円が上乗せ

一方、導入から 40 年以上が経過し、個人使用貨物を取り巻く環境が大きく変化している。世界的に国境を越えた人の移動が増加する中、令和 6（2024）年の日本への入国者数²⁷は約 4,980 万人（昭和 55（1980）年：約 520 万人）と、日本でも海外旅行が一般化していることに加え、インターネットの普及や物流網の拡大により、越境 EC サイトを利用し個人が物品を輸入・寄贈することが容易となっている。

実態として、全輸入申告における本特例の適用割合はコロナ禍前の約 65%（令和元（2019）年度）から約 90%（令和 6（2024）年度）と大幅に増加したほか、適用貨物の約 9 割が課税価格の合計額が 1 万円以下であり、この大宗は中国・韓国・香港からの輸入であった。（図表 3-9）以上を踏まえると、制度導入時の想定とは異なり、個人が越境 EC サイトで購入した商品の輸入の多くで本特例が適用されていると考えられる。

²⁷ 出入国在留管理庁「出入国管理統計」。なお、本特例は日本へ入国する全ての者（外国人含む）へ適用可能。

図表 3-9 課税価格決定の特例の適用状況



また、国外事業者が中間業者を介さずに消費者に商品を直送する越境 EC サイトの利用が拡大している。この結果、こうした越境 EC サイトで商品を販売する国外事業者と、商業貨物として商品を輸入し消費者に販売する国内小売業者との間で、それぞれの課税価格の元となる海外小売価格と海外卸売価格の金額に差が無くなりつつあり、課税価格に差が生じるといふ競争上の不均衡が顕在化している。（図表 3-10） また、輸入者が、国内での再販売・転売を目的として、本特例を不正に利用する事例²⁸も発生している。

図表 3-10 課税価格決定の特例と競争上の不均衡（現状）



前提：海外から直送される BtoC による輸入貨物、関税率 20%、消費税率 10%

28 例えば、個人使用との輸入申告に基づき通関した貨物（化粧品）と同種の貨物について、その後短期間に複数回の輸入実績があり輸入者に照会したところ、「実は販売用」との説明があった事例がある。

このように、本特例の立法趣旨の前提であった個人使用か否かにより輸入貨物の卸売価格と小売価格の線引きをすることの必要性が既に消失・変容し、新たな競争上の不均衡や本特例の不正利用といった課題が顕在化していることを踏まえれば、次のような対応が考えられる。

◆ 課税価格決定の特例の廃止

なお、現在は輸入貨物が個人使用貨物に該当するか否かの判定・確認が、通関業者・税関双方の事務負担となっている。本特例の廃止は、この判定・確認が不要となることで事務負担削減の効果がある。一方、これまで本特例の適用により課税価格の合計額が1万円以下となっていた、10,001円以上16,666円以下の個人使用貨物が、本特例の廃止で少額免税制度の対象外となることに伴い、これらの貨物についての納税事務等が新たに発生する。したがって、少額輸入貨物に係る簡易税率の見直し等による納税事務負担の削減を通して、課税制度全体で貿易の円滑化の実現を図っていく観点が必要である。

④ 少額輸入貨物に係る簡易税率

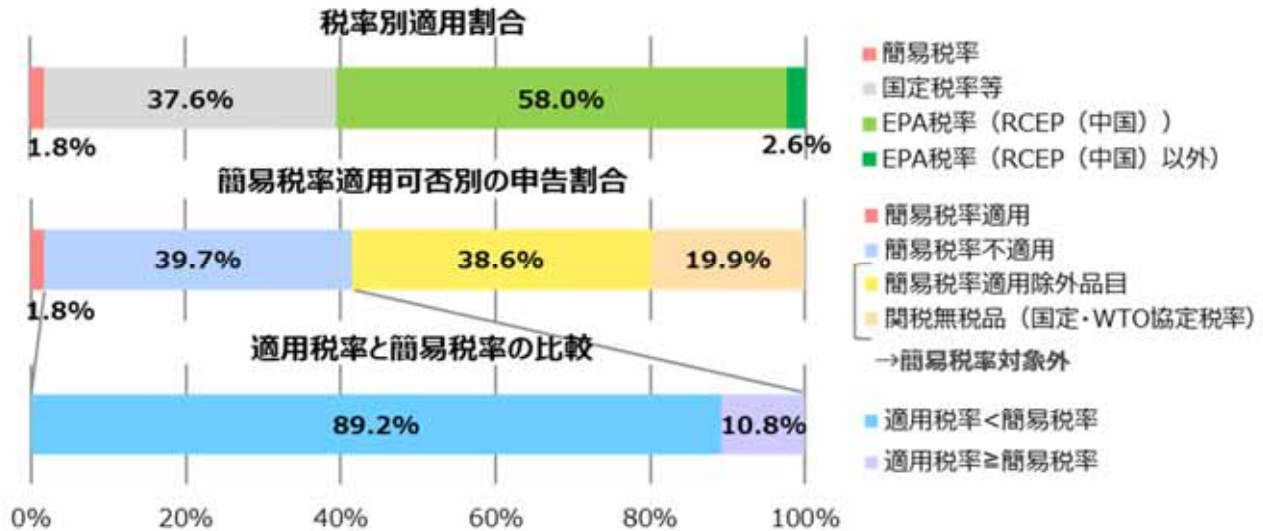
少額輸入貨物に係る簡易税率は、課税価格の合計額が20万円以下の輸入貨物における関税率の適用に際して、一部の品目を除き、品目を大別した7つの税率区分から該当する区分を適用することができるものである。納税事務等の負担軽減による貿易の円滑化を目的として、平成5（1993）年に導入された²⁹。

本税率は、輸入者が希望しない場合を除き適用されるが、実際の利用率は低い水準となっている。実態として、令和5（2023）年度における課税価格1万円超20万円以下の輸入申告のうち簡易税率を適用した申告の割合は約2%、EPA税率を適用した申告の割合は約6割であった。また、本税率不適用の輸入申告の約9割において、実際に適用された税率が本税率より低く、この背景には、平成14（2002）年度改正以降に数多くのEPA等が発効したことで、簡易税率よりもEPA税率の税率水準の方が低くなったことがあると考えられる。

（図表 3-11） また、全輸入申告に占める適用除外品目の申告が約4割と多くなっていることも、本税率の低い利用率の要因と言える。

²⁹ 導入後の制度見直しとして、平成14（2002）年度改正で、ウルグアイ・ラウンド合意の実施等による一般税率の水準低下に対応した簡易税率全般の引下げ・無税枠の新設（6区分→7区分）等。平成26（2014）年度改正で、適用上限金額の10万円から20万円へ拡大。

図表 3-11 課税価格 1 万円超 20 万円以下の申告における税率適用状況



資料：財務省関税局調

輸入申告（申告納税）データのうち、令和 5（2023）年度における課税価格が 10,001 円以上 200,000 円以下の申告を品目毎に集計。一申告において、複数の品目を一品目にまとめた申告（少額合算貨物）等は集計から除外。適用税率と簡易税率の比較はいずれも従価税のものに限る。

このように、導入時からの環境変化によって利用率が低くなっていることを踏まえると、通関業者や輸入者にとっての本税率の利便性向上のため、次のような対応が考えられる。

◆ 少額輸入貨物に係る簡易税率の見直し

- 現在の EPA 税率等を踏まえた税率水準の検討
- 国内産業に対する影響を踏まえた適用除外品目への見直し

また、通関実務上は該当の税率区分を確定させるために 7 区分より詳細な品目分類を要する場合があることや、適用除外品目以外にも簡易税率が適用できない輸入申告（少額合算貨物等）があること等に留意し、本税率の利用促進を図るための全体的な見直しとする必要がある。

第3章のまとめ

本章では、4つの課税制度において、制度導入以後のBtoCによる輸入増大等の大きな社会的な変化によって生じている課題への対応が必要であることを確認し、経済的な歪みと納税事務等の負担という2つの観点から、対応の方向性の検討を行った。まず、消費税に係る少額免税制度や課税価格決定の特例については、国内外の事業者間の競争上の不均衡の解消が重要である一方、関税に係る少額免税制度においては、関税に特有の納税事務等の事務負担の観点を考慮する必要が確認された。具体的には、関税に係る少額免税基準の引上げによる業務量の削減を求める意見や引下げ又は廃止による業務量の増加を懸念する声があり、これに加えて、課税価格決定の特例の廃止による納税事務負担増加の指摘もあった。

こうした状況を踏まえると、少額輸入貨物に係る簡易税率をはじめとする納税事務全体の見直しは、通関業者や税関の負担を減らすことにつながり、貿易の円滑化と適正かつ公平な関税等の徴収の両立を実現する観点から、極めて重要である。輸入貨物への各課税制度の見直しにおいては、通関実務への影響が相互に関連するため、個別の検討のみならず、全体を俯瞰した対応が求められる。（図表 3-12）

図表 3-12 輸入貨物への課税制度上の課題と考慮すべき事項

制度	導入年	概要	導入時の目的	現状の課題	対応にあたって考慮する事項
①消費税の少額免税制度	1989年	課税価格の合計額が1万円以下の輸入貨物について、消費税を免除。適用除外物品あり。	納税事務等の負担軽減	国内外の事業者間の競争上の不均衡	通関実務上の対応
②関税の少額免税制度	1989年	課税価格の合計額が1万円以下の輸入貨物について、関税を免除。適用除外物品あり。	納税事務等の負担軽減	国内外の事業者間の競争上の不均衡・貿易の円滑化 等	納税事務等の負担増
③課税価格決定の特例	1980年	個人使用貨物の課税価格を海外小売価格×0.6とする。	課税の公平性確保	国内外の事業者間の競争上の不均衡・不正事案の発生	納税事務等の負担増
④少額輸入貨物に係る簡易税率	1993年	課税価格の合計額が20万円以下の輸入貨物について、原則7区分の関税率が適用される。適用除外物品あり。	納税事務等の負担軽減	EPAの拡大等に伴う適用率の低下	利用促進のための全体的な見直し

第4章 輸入貨物に係る包括的な事項

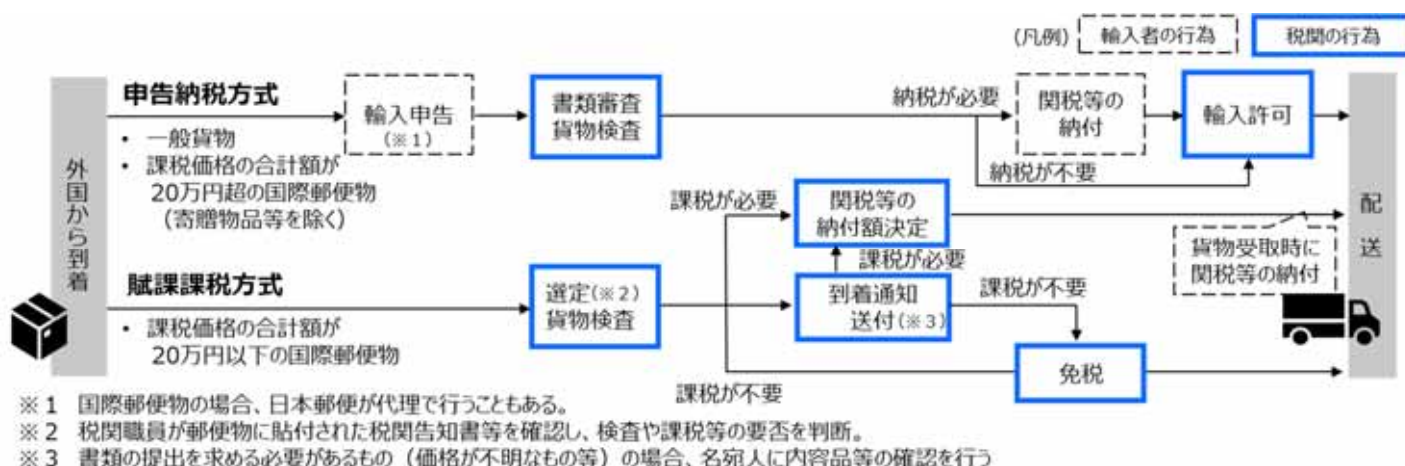
本章では、第2・3章の課題に関連する事項を見ていく。

① 国際郵便

国際郵便は、通関業者等が扱う一般貨物とは異なり、万国郵便条約において、UPU（万国郵便連合）の加盟国毎に指定された郵便事業体に取り扱うと規定されている。日本においては、日本郵便株式会社（以下「日本郵便」という。）がこの役割を担っており、輸入時は、海外郵便事業体から送付された国際郵便物を税関に提示し、必要な検査が行われている。

また、課税価格の合計額が20万円を超える国際郵便物は、一般貨物と同様に、輸入者等による申告納税方式が適用されるが、課税価格の合計額が20万円以下の国際郵便物には、税関が関税等の納付すべき額を決定する賦課課税方式が適用される³⁰。（図表4-1）

図表 4-1 申告納税方式と賦課課税方式の違い



本ワーキンググループでは、国際郵便における水際取締り・課税の両面での議論が行われた。水際取締りについては、税関は、日本郵便・総務省と連携し、EAD（事前電子情報）³¹を活用した検査を行っているほか、検査動線上のX線検査装置の配置等により、多くの国

30 かつては全ての輸入貨物が賦課課税方式であったが、昭和41（1966）年に一般貨物は申告納税方式に変更。国際郵便物は差出人から一方的に送られることが多く、内容物を把握していない名宛人（受取人）による適正な申告を期待できなかったこと等から、賦課課税方式が維持。平成21（2009）年には、民間の事業者が扱う一般貨物と国際郵便での内容物・サービス面の差異の縮小や、諸外国における一定額超の国際郵便物の輸入通関の申告方式への変更等の環境変化を踏まえ、課税価格の合計額が20万円超の国際郵便物は申告納税方式に変更。

31 差出人は、万国郵便条約の下、品名や価格等の国際郵便物の内容を差出人が税関告知書に記載し、郵便物に貼付している。EADは、税関告知書に記載された電子的な情報のことで、税関は日本郵便からその提供を受けている。

際郵便物に対して検査を実施している。一方、一般貨物における水際取締りを今後強化していくことで、不適正な業務運営の事業者が国際郵便をより多く利用するようになるのではないかという懸念も示された。（参照：第2章 ②簡易・迅速な通関手続）

また、課税の面では、国際郵便に賦課課税方式が適用される点について、越境 EC を利用した国際郵便は、受取人が自分の意思で購入した商品が海外から送られることから、内容物を把握していない名宛人による適正な申告を期待できないという前提が変容しつつあるという指摘があった。実際、世界的に越境 EC の拡大を踏まえた対応が見られており、日本を含む UPU 加盟国において、令和 8（2026）年 6 月、国際郵便物が EC 貨物に該当するか否かを判別するための税関告知書の様式改正が予定されている。

以上を踏まえると、次のような対応が考えられる。

◆ 財務省関税局・総務省・日本郵便間での、越境 EC を利用した国際郵便に係る課題の共有と対応の検討

- EAD の入手・活用をはじめとする厳格な水際取締りの引き続きの実施
- 越境 EC を利用した国際郵便に対する適正課税のあり方の検討

また、特に適正かつ公平な関税等の徴収の観点から、一般貨物と差異が生じないように、引き続き税関の体制を確保していくことが必要である。

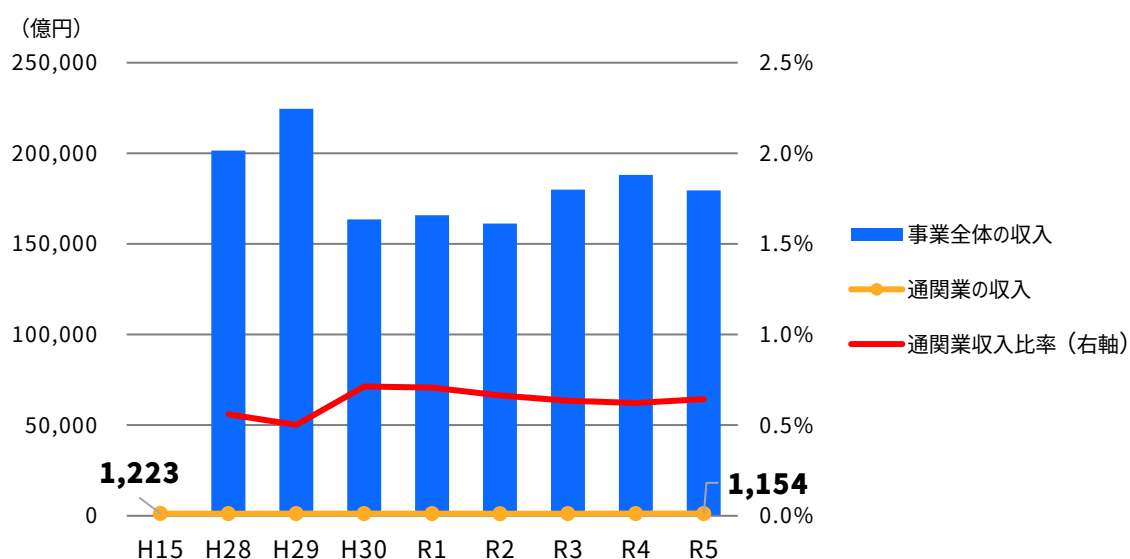
② 通関業者を取り巻く環境

輸入者を代理・代行して適正な通関手続を行う通関業者は、輸入者と税関等の間に立ち、法令を遵守しながら関税等の適正な納付、貿易の円滑化、社会悪物品の流入阻止を実現することで、国際物流における必要不可欠なインフラとしての役割を果たしている。近年の越境 EC の拡大に伴う少額輸入貨物の輸入増大や EPA 等の進展に伴い通関手続が複雑化する中であって、その役割の重要性が高まっている。こうした現状を踏まえ、本ワーキンググループでは、通関業者が適正な業務運営を確保できる環境の整備に向けた取組について議論を行った。

通関業者は本年4月現在988者存在しており、ほぼ全ての者が港湾運送事業・倉庫業等を兼業している。これらの事業者のうち、資本金の少ない事業者の方が、事業全体の収入に占める通関業の収入の割合が高くなっている。また、BtoCによる貨物を扱う通関業者は37者あり、このうち12者が資本金1,000万円未満の小規模な事業者となっている。

平成29(2017)年に通関業務料金の上限が撤廃されて以降、通関業者は自由に通関業務料金を定めることができるようになったが、事業者全体の収入に占める通関業収入の割合は依然として低い。(図表4-2)

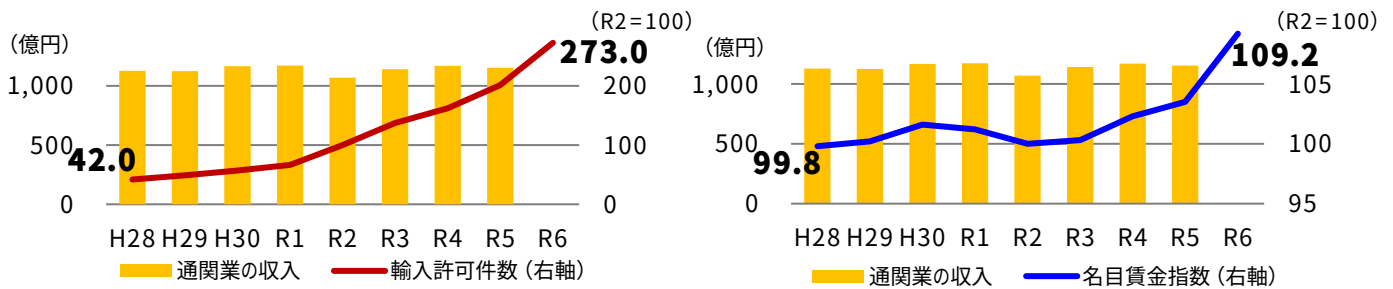
図表 4-2 通関業者全体の収入と通関業収入比率の推移



資料：財務省関税局調
通関業営業報告書より作成。

輸入件数が増加する中で通関業収入額が横ばいである結果、輸入申告1件当たりの収入が低下しているほか、コロナ禍以降日本の名目賃金が上昇する中でも労務費等の通関業務料金への転嫁が進まず、適正な通関を行う上で必要な収入を事業者が確保できていない可能性がある。(図表4-3,4-4) 通関業者の社会的重要性を鑑みれば、適正な業務運営の確保のため、専門性の高い人材の確保や育成に取り組むことができるよう、労務費等の通関業務料金への適切な転嫁が可能となるような環境の整備が望ましい。

図表 4-3 輸入許可件数と通関業の収入の推移 図表 4-4 名目賃金指数と通関業の収入の推移



資料：財務省関税局調

通関業の収入：通関業営業報告書より作成。令和 6（2024）年は集計期間前。

名目賃金指数：厚生労働省 「毎月勤労統計調査」

加えて、通関業者と輸入者の間では、通関業者が輸入者に代わって輸入貨物の関税・消費税等を一時的に支払う、立替払いが商慣習として行われている。自社のセールスポイントとして立替払いを伴うビジネスを確立している通関業者がいる一方、輸入者である荷主からの要請でやむなく対応している通関業者も存在しており、こうした状況への対応として、輸入者自身が直接納税しやすい環境整備³²が行われている。また、公正取引委員会は、荷主の優越的地位を利用して不当に通関業者に立替払いを行わせることは、不公正な取引につながるおそれがあると指摘しており³³、財務省関税局・税関からも、令和 6（2024）年 12 月、荷主等の貿易関係者に対しその旨の周知を行っている。こうした取組の結果、徐々に通関業者の立替払いは減少しており、継続的な取組の実施が望ましい。

③ 税関の体制整備

本ワーキンググループでは、越境 EC の拡大に伴い生じている様々な課題に対応するため、税関の体制や通関業務のあり方を必要に応じて見直していくことが重要であるという意見があった。

越境 EC を通じた輸入貨物の増加が今後も見込まれる中で、税関が適切に人員を確保するとともに、越境 EC 貨物の特性に着目した通関手続の枠組み等の検討を行い、安全・安心な

32 官公庁、地方公共団体及び民間企業等の収納機関と金融機関を通信回線で結び、公共料金等の金融機関への納付時に当該納付情報が金融機関から収納機関に通知されるサービス（マルチペイメントネットワーク）を利用した方法がある。

33 公正取引委員会が令和 4（2022）年に公表した、独占禁止法に基づき定められた告示である物流特殊指定（特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法）の遵守状況等に関する調査において、一つの事例として指摘（令和 5（2023）～令和 7（2025）年の調査結果でも同様の記載）。

社会の実現、適正かつ公平な関税等の徴収、貿易の円滑化の3つの社会的要請への対応を維持することが重要である。特に、税関の保税部門及び通関業監督官部門の体制整備を行い事業者の適正な業務運営の支援を着実に実施すること、国際郵便に対する適正かつ公平な関税等の徴収を適正に実施していく体制を確保することが必要である（参照：第2章 ①保税業者・通関業者の業務運営、第4章 ①国際郵便）。

また、人員を確保するだけでなく、先端技術等を活用した業務の効率化を進めていくことで、限られた人的リソースを業務の性質に応じて適切に分配する観点も重要である。こうした中、財務省関税局・税関は、AI等先端技術を活用し業務の高度化・効率化を進め、世界最先端の税関を実現するための税関行政の中長期ビジョン「スマート税関構想2020」を策定している。少額輸入貨物の増加への対応においても、先端技術を活用した検査機器等の円滑な導入や検査工程のオートメーション化等の関連施策が一層進展することが望ましい。

第5章 おわりに

本ワーキンググループの議論においては、BtoCによる輸入の増大は今後も継続する見込みであり、これに伴う水際取締り上の懸念への対応や適正な課税のあり方については、早急な対応が必要との認識が共有された。

水際取締りにおいては、保税業者に対する行政処分の新設や通関業者の適正な業務運営のインセンティブとしての簡易・迅速な通関手続の整備、プラットフォーム事業者との情報連携に係る取組が進展することが望ましい。また、適正課税のあり方についても、消費税に係る少額免税制度の見直しに応じた通関実務上の対応や課税価格決定の特例の廃止、少額輸入貨物に係る簡易税率の見直しを実施していくことが求められる。その他、関税に係る少額免税制度や、国際郵便と一般貨物のイコルフットィングといった課題についても中長期的な検討を求める意見があった。

越境 EC の拡大に伴う様々な課題は、国際的な場でも議論に上るなど世界共通となっており、海外の関係機関との認識の共有や連携を図ることも必要である。また、既に連携を行っている事業者に加え、越境 EC ビジネスに新たに参入する通関業者やプラットフォーム事業者、販売者が日本の通関制度を正しく理解し、輸入貨物を適切に扱う体制を整えることで、BtoCによる商品売買の情報フローにおける関係者がそれぞれの役割を責任持って果たしていく観点が求められる。

また、本ワーキンググループで検討した制度・運用の見直しは、越境 EC サイトでの購買により健康や安全を脅かす物品が届き得るという消費者にとっての危険・不安を払拭することや、越境 EC の拡大に伴い生じている国内外の事業者間の競争環境の不均衡といった経済的な歪みを是正することを目的としている。一方、消費者への影響及び事業者への負担を伴う対応でもあるため、財務省関税局・税関は、今回の検討の趣旨を、現在直面している課題やその対応策と併せて社会に向けて積極的に発信することが望ましい。これにより、消費者・事業者等の理解を得ながら、安全・安心な社会の実現、適正かつ公平な関税等の徴収、貿易の円滑化という3つの社会的要請に引き続き応えていく必要がある。

今回の議論及びこれを踏まえた今後の制度・運用の見直しが、越境 EC の発展とともに、消費者にとっての安全性、事業者間の公平性の確保に資することを期待したい。

図表索引

図表 1-1	ネットショッピング支出額の推移.....	1
図表 1-2	ネットショッピング利用世帯の割合の推移.....	1
図表 1-3	世界の越境 EC 市場規模の拡大予測	1
図表 1-4	価格帯別の輸入許可件数の推移	2
図表 1-5	少額輸入貨物の国別の輸入件数の推移	2
図表 1-6	少額輸入貨物の国別の平均価格の推移	2
図表 2-1	輸入通関の流れ.....	4
図表 2-2	不正薬物の押収量の推移.....	5
図表 2-3	知的財産侵害物品の輸入差止件数の推移.....	5
図表 2-4	BtoB と BtoC による輸入申告の流れの違い	5
図表 2-5	輸入許可件数と税関定員の推移	6
図表 2-6	保税業者・通関業者に対する行政措置	9
図表 2-7	簡易・迅速な通関手続の対応の方向性（イメージ）	11
図表 2-8	BtoC による輸入・商品売買に係る情報の流れ	11
図表 2-9	BtoC による貨物における情報の連携（イメージ）	12
図表 2-10	水際取締りの目指す姿（イメージ）	13
図表 3-1	関税額の確定に必要な主な作業	14
図表 3-2	少額輸入貨物に関係する主な課税制度	15
図表 3-3	BtoB と BtoC による輸入における国内外の事業者の違い	15
図表 3-4	EPA 等の発効国・地域との貿易額と貿易総額の推移.....	16
図表 3-5	EU・豪州における少額の貨物に係る消費税等の課税方法.....	18
図表 3-6	政府税制調査会専門家会合における課税方法の見直しの方向性	18
図表 3-7	諸外国の少額免税基準.....	20
図表 3-8	課税価格決定の特例と課税の公平性（特例導入時）	21
図表 3-9	課税価格決定の特例の適用状況	22
図表 3-10	課税価格決定の特例と競争上の不均衡（現状）	22
図表 3-11	課税価格 1 万円超 20 万円以下の申告における税率適用状況.....	24
図表 3-12	輸入貨物への課税制度上の課題と考慮すべき事項	25
図表 4-1	申告納税方式と賦課課税方式の違い	26
図表 4-2	通関業者全体の収入と通関業収入比率の推移	28
図表 4-3	輸入許可件数と通関業の収入の推移.....	29
図表 4-4	名目賃金指数と通関業の収入の推移.....	29

急増する少額輸入貨物への対応に関するワーキンググループ 構成員

(関税・外国為替等審議会 関税分科会委員)

阿部 克則	学習院大学法学部教授
石黒 憲彦	(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)理事長
植田 健一	東京大学大学院経済学研究科兼公共政策大学院教授
内山 智裕	東京農業大学国際食料情報学部教授
江藤 名保子	学習院大学法学部教授
大橋 弘	東京大学副学長・東京大学大学院経済学研究科教授
河野 真理子	早稲田大学法学学術院教授
木村 旬	(株)毎日新聞社論説委員
木村 福成	慶應義塾大学名誉教授・シニア教授
国松 麻季	中央大学副学長・中央大学国際経営学部教授
古城 佳子	東京大学名誉教授
佐藤 英明	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
清水 順子	学習院大学経済学部教授
下坂 朝子	(一社)日本経済団体連合会国際協力本部長
末富 純子	弁護士
杉山 晶子	東洋大学経営学部会計ファイナンス学科教授
高橋 裕子	(一財)消費科学センター企画運営委員
田邊 國昭(◎)	東京大学大学院法学政治学研究科教授
田村 善之	東京大学大学院法学政治学研究科教授・北海道大学名誉教授
樽井 功	(一社)全国農業協同組合中央会副会長理事
手塚 広一郎	日本大学経済学部学部長・教授
中島 宏	(公社)関西経済連合会 理事 経済調査部長
野原 佐和子	(株)イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
樋口 容子	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会副会長
松島 浩道	(一財)大日本蚕糸会会頭
安永 竜夫	(一社)日本貿易会会長(三井物産(株)代表取締役会長)
山口 博臣	日本労働組合総連合会経済・社会政策局長
若江 雅子	朝日新聞東京本社編集委員

(注) ◎は座長

(オブザーバー)

岩水 満	株式会社国際エクスプレス 専務取締役
今野 孝一	(一社)日本通関業連合会 専務理事
坂本 瑛子	楽天グループ株式会社 政策渉外部 デジタル政策課 シニアマネージャー
佐々木 勝也	DHL ジャパン株式会社 カスタムズ&レギュラトリー アフェアーズ シニアマネージャー
松田 友加里	アマゾンジャパン合同会社 渉外本部長 (物流、製品コンプライアンス)
松本 義則	フェデラルエクスプレスジャパン合同会社 顧問
宮澤 恭一	ヤマト運輸株式会社 通関管理室室長